

一般廃棄物収集運搬業許可証

寒川町指令環 第 33 号

住所 神奈川県厚木市金田996番地  
氏名 有限会社長澤商事  
代表取締役 長澤順一  
電話 046-294-3196

令和6年6月17日 に申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

営業の種別	一般廃棄物収集運搬業
取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
営業所の所在地及び名称	神奈川県厚木市金田996番地 有限会社長澤商事
営業区域対象事業所	寒川町内全域
営業許可期間	令和6年7月1日から令和8年6月30日まで
条件	裏面のとおり

令和6年6月24日

寒川町長 木村俊雄



裏面に続く

## 許 可 条 件

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、寒川町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年条例第1号）及び次の事項に従い、その業務を自らの責任において適正に執行すること。
2. 事業計画書に基づく事業者から排出される一般廃棄物のみ焼却処分を認める。
3. 法第7条の2第1項の規定による事業範囲を変更するときは、あらかじめ許可を受けなければならない。
4. 法第7条の2第3項の規定による事項を変更するときは、変更届を出さなければならない。
5. その他の申請書記載事項に変更があった場合は、すみやかに報告すること。
6. 一般廃棄物の業務に関する帳簿を備え、処理について環境省令で定める事項を記載し保存すること。
7. 前月分の処分の実績を翌月5日までに報告すること。
8. 産業廃棄物または他の市町村から排出された一般廃棄物を寒川町が事務委託している茅ヶ崎市の処分施設に持ち込まないこと。